

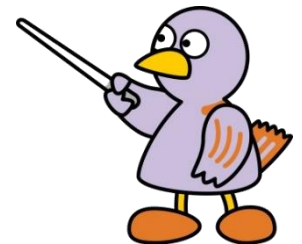
# 重層的支援体制整備事業について



埼玉県 福祉部 地域包括ケア課  
地域包括ケア担当

# 事業創設の経緯・位置付け

---



# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

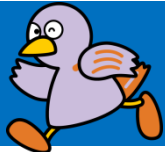
- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出  
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出  
6月 改正社会福祉法の可決・成立

「地域生活課題」を地域住民等が把握、関係機関との連携で解決、市町村の包括的な支援体制の整備や地域福祉計画等の策定の努力義務化

「重層的支援体制整備事業」が条文に明記される

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

(令和3年度 厚生労働省全国研修「行政説明「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の全般」から抜粋)



# 埼玉県地域福祉計画での位置付け



## 第7期埼玉県地域福祉支援計画(令和6年度～令和8年度) 抜粋

### 施策の体系

#### (課題)

福祉分野ごとの相談支援体制では対応困難なケースが増加しており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的支援体制」の構築が求められています。そして、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決するためには専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要です。

#### (方向性)

市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援に取り組みます。

また、児童、高齢者、障害者への虐待や権利擁護についても住民に身近な行政機関である市町村が適切に対応するための体制強化を支援します。

### 施策の展開

#### (市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援)

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度や分野の縦割りを超えて、市町村関係各課、相談支援機関、関係団体の連携を強化するため、市町村における包括的な相談支援体制の構築を進めます。

### 数値目標

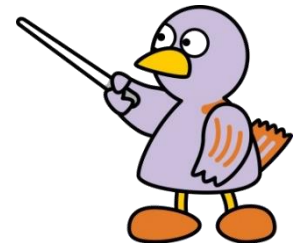
項目	基準年	目標年
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51市町村 (令和5年4月1日)	<b>全市町村</b> <b>(令和9年4月1日)</b>

埼玉県では、「埼玉県ケアラー支援条例」の制定を受け、令和3年3月に「埼玉県ケアラー支援計画」を策定。

同計画においてもケアラーからの相談などに対応するため、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村への支援を取組に位置づけており、地域福祉支援計画と同様の数値目標を設定。

# 重層的支援体制整備事業の概要

---



# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）  
 就労支援      見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

#### 現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり**
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

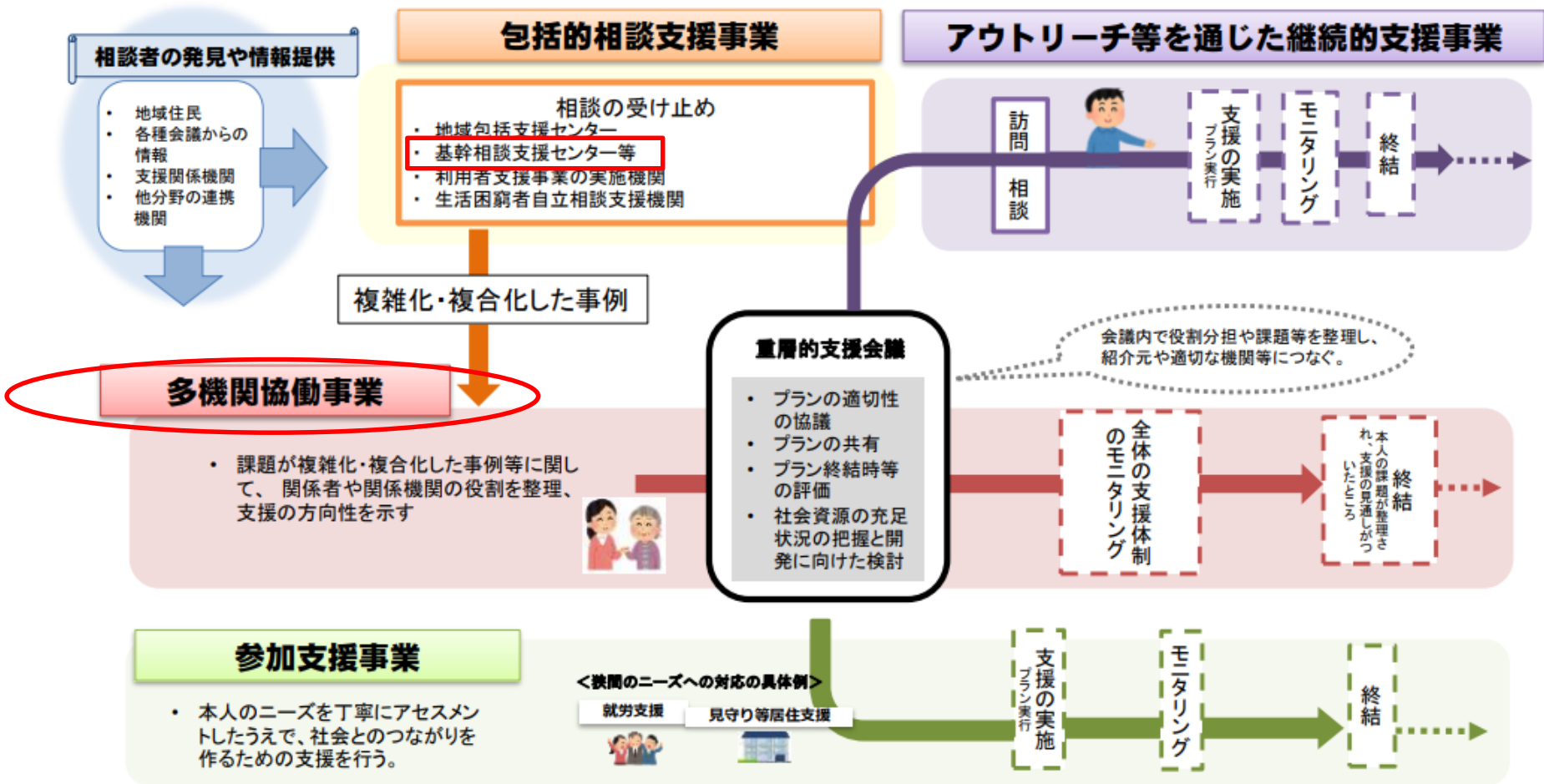
#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
 相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組みすることで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援が早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

## 多機関協働事業の目的

### ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

### ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

### ○ 支援関係機関の役割分担を図る

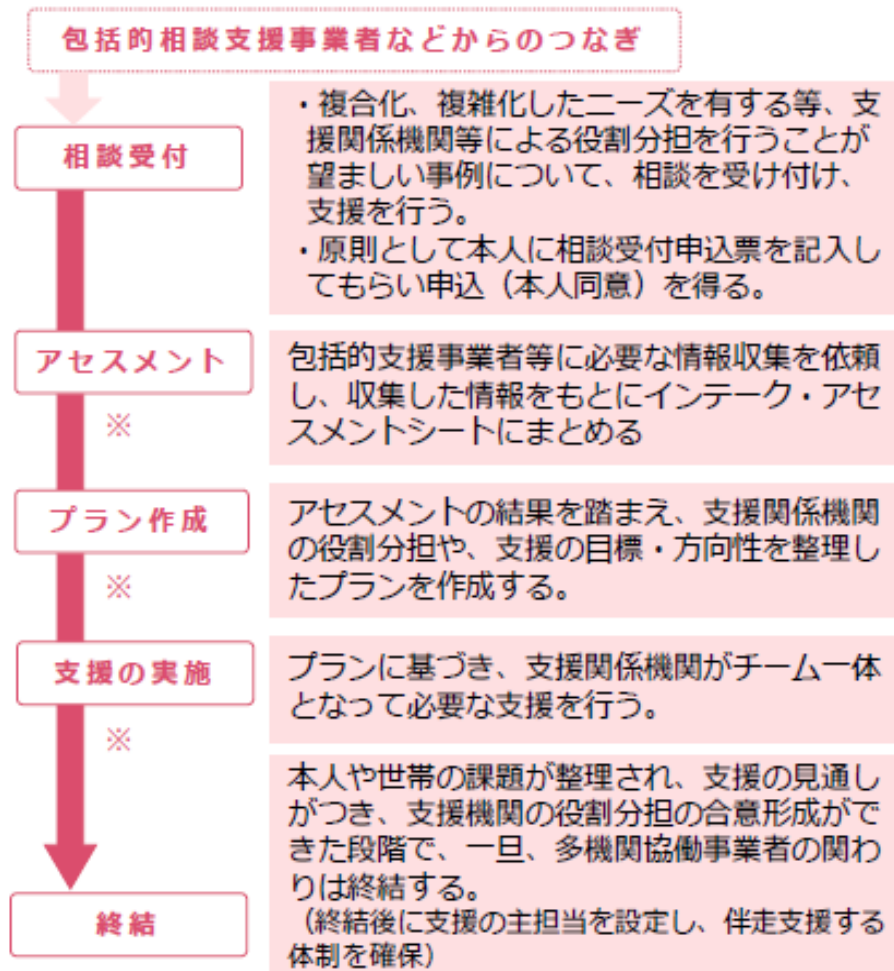
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

## 多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

## 多機関協働事業の事業内容(概略)



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。



# 重層的支援会議について

## 重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

### プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

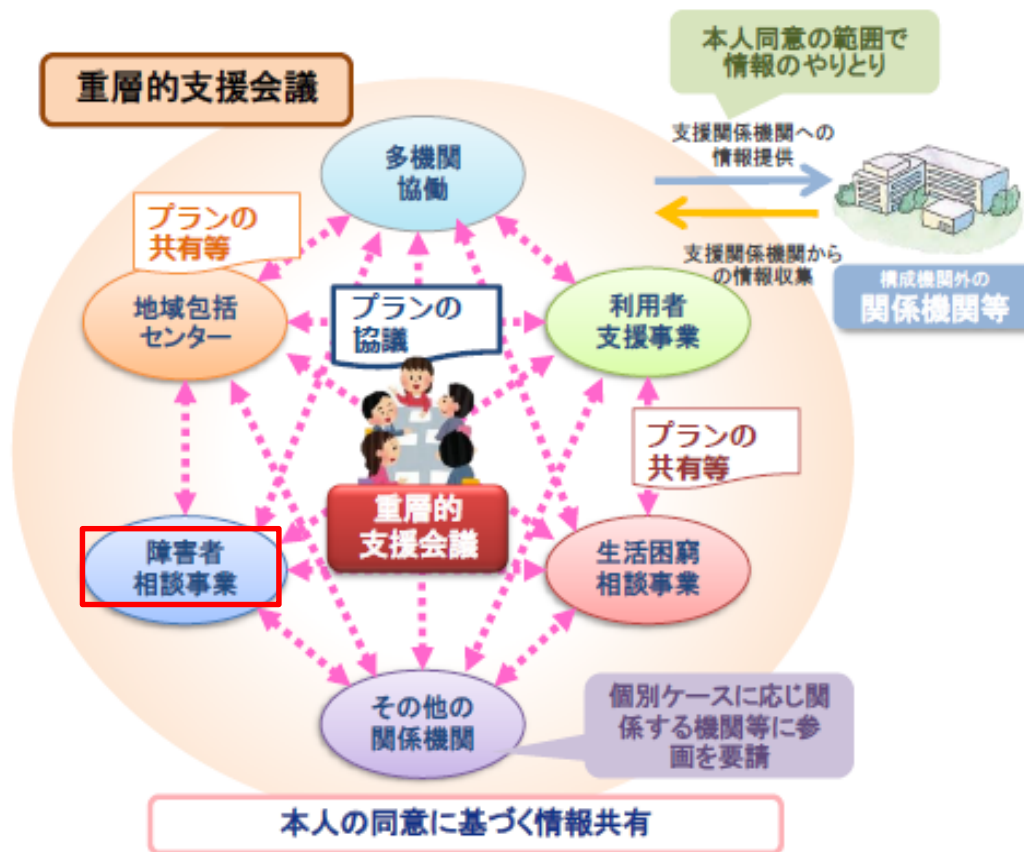
### プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

### 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。

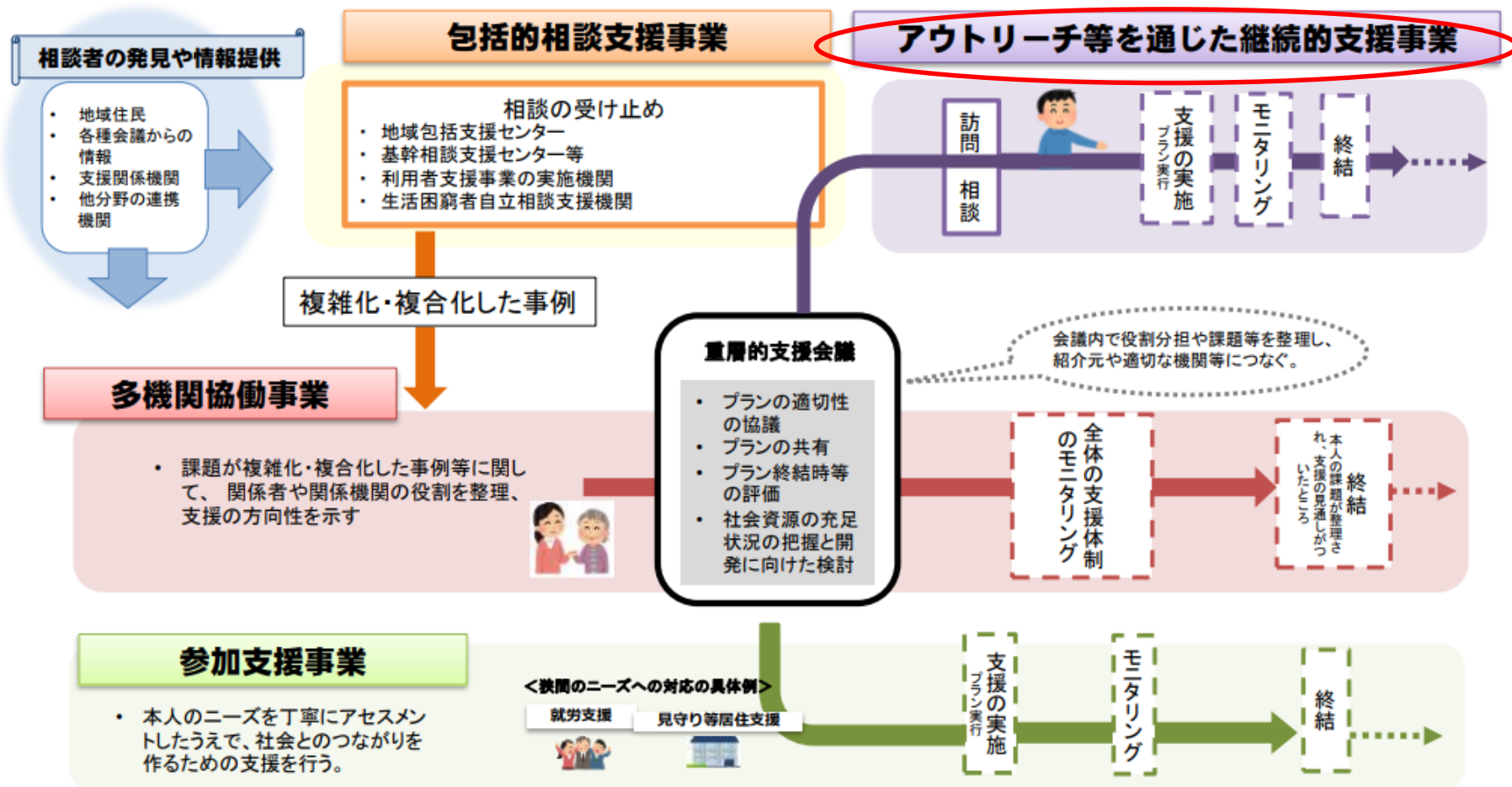


### 【個人情報の取扱い】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

## アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

## アウトリーチ等事業の基本的考え方

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

## アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容 (概略)

支援関係機関  
や地域住民等  
を通じた情報  
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に  
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供などの継続的な対応を行う。

家庭訪問や  
同行支援

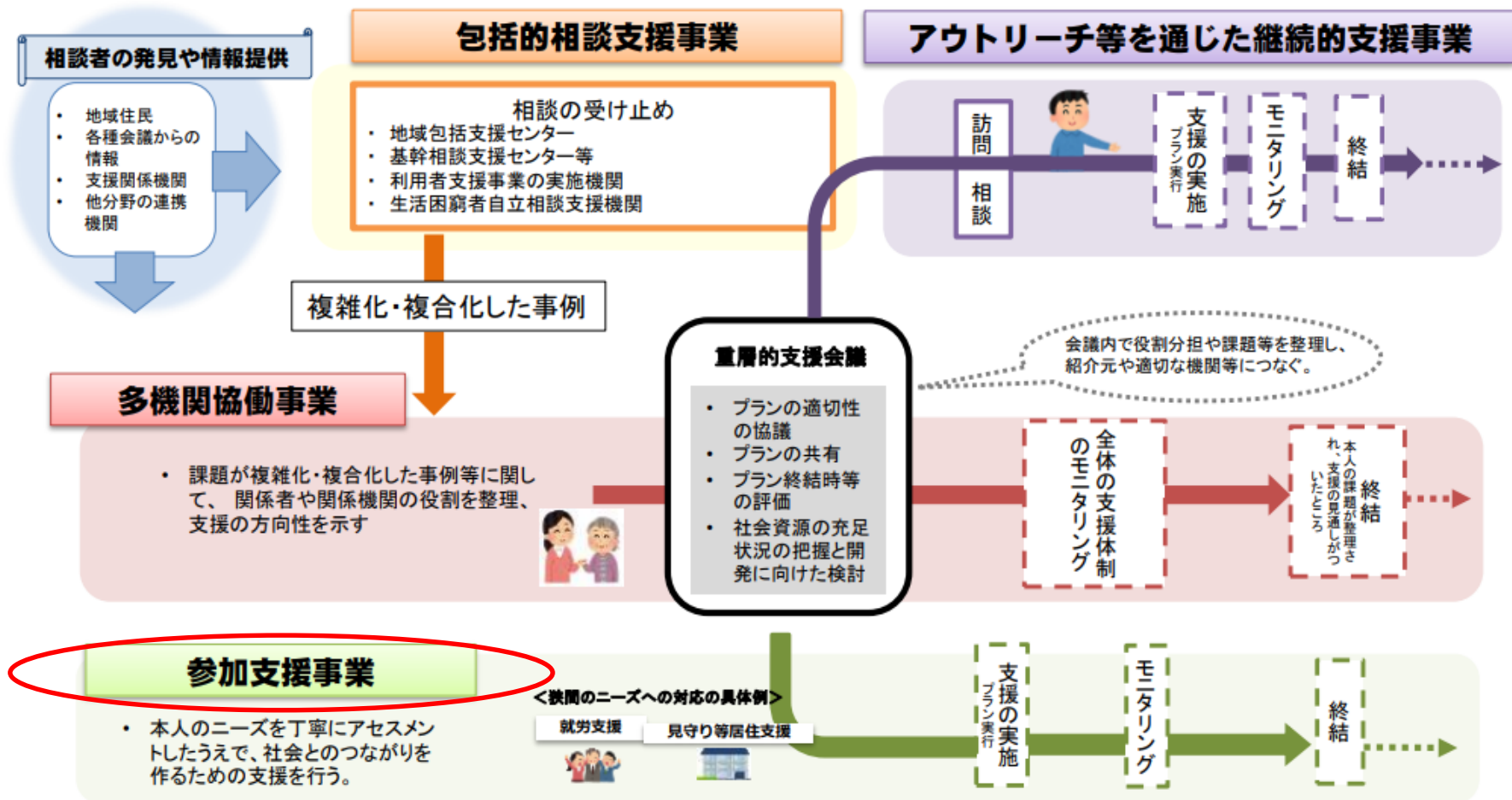
本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

## 参加支援事業の目的

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**  
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**  
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。  
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。  
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。  
既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

## 参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・  
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・  
マッチング

・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。  
・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。  
・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・  
フォローアップ

・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。  
・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。  
※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

# 参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

## 参加支援事業の支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

### 【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

(注) 上記については、あくまでも例であることに留意

## 参加支援事業で活用する社会資源

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源についても、

- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど、多様な社会資源が想定される。

### 【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

# 地域づくりに向けた取組① - 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 -

## 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

## 支援の展開

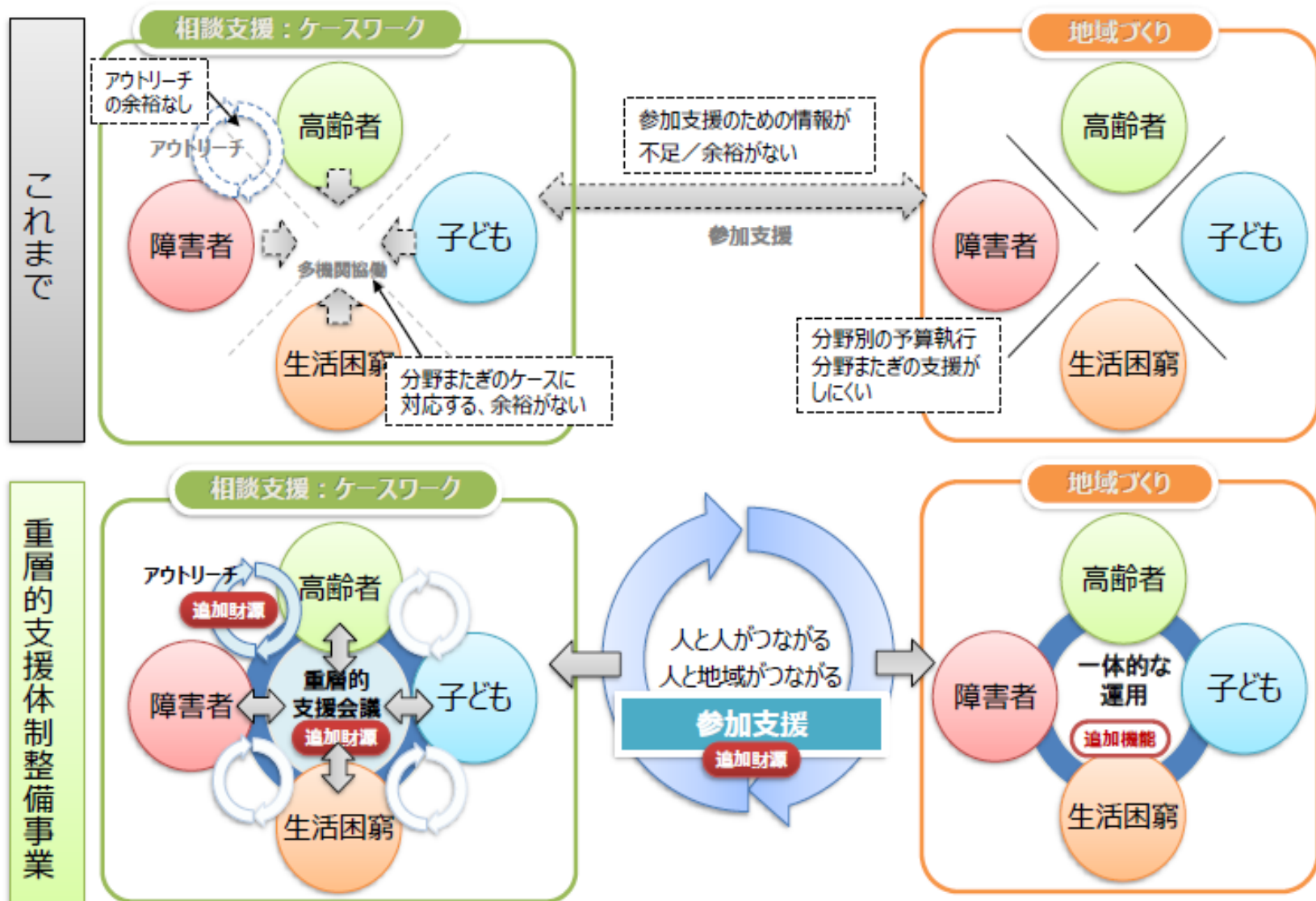
### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保持しつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

### □ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

# 重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

（令和3年度 厚生労働省220322社会・援護局主管課会議資料から抜粋）

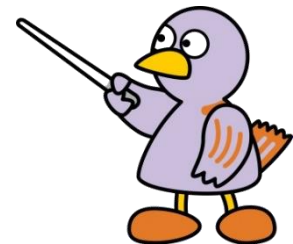


## 【市町村の声】

- 重層事業に取り組むと決まってから、ケース会議や庁内勉強会などで関係課等と顔を合わせる機会が増え、普段も気軽に相談できるようになった。
- 住民からの相談に対して、「うちの課の話ではない」ではなく、「うちの課も関係する話かもしれない」と考えるようになった。（グレーゾーンを拾い合うようになった。）
- 関係課が連携することにより、適切な支援につなぐことができ、住民サービスの向上につながっている。

# 重層的支援体制整備事業交付金

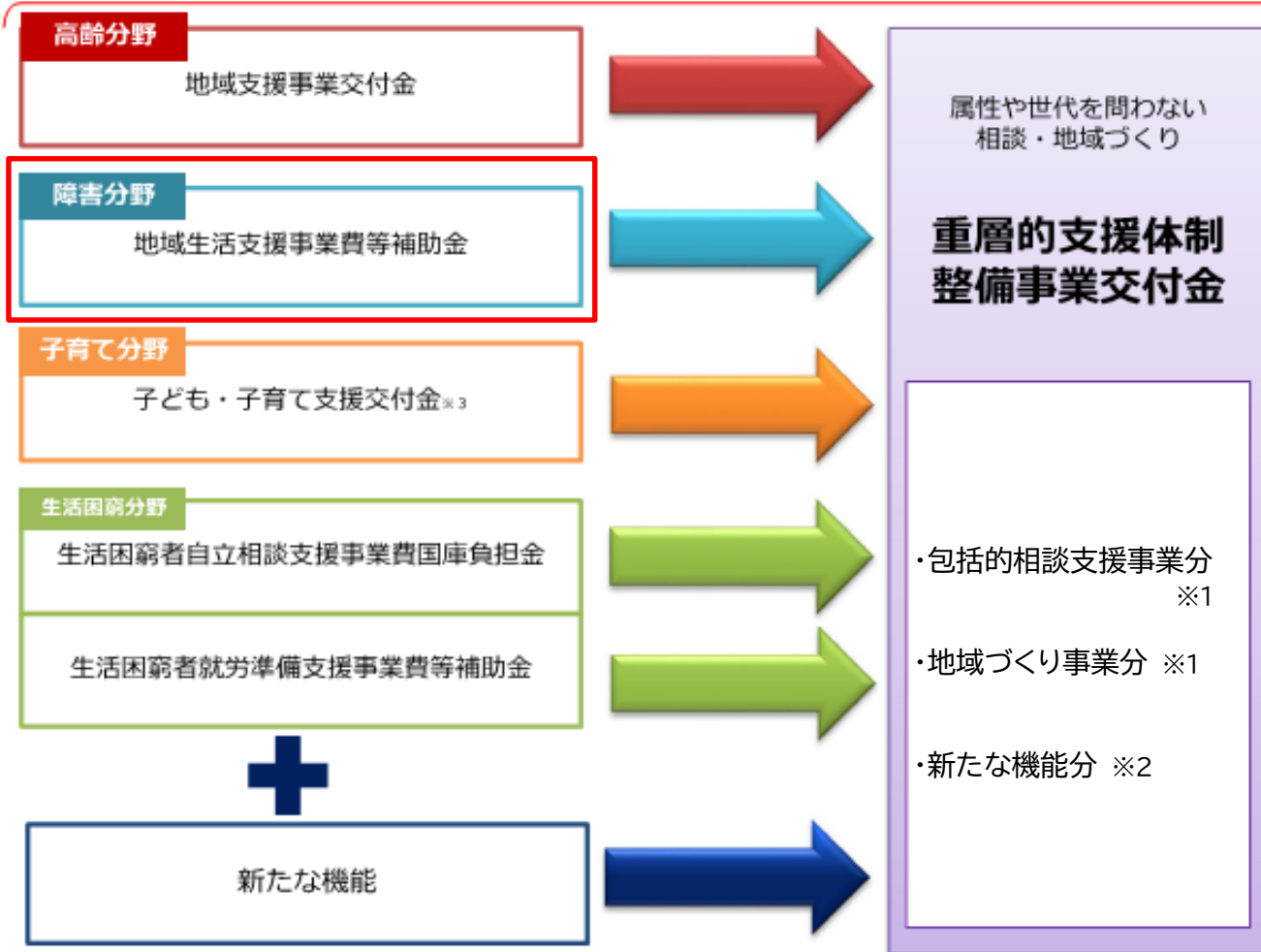
---



# 重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業<sup>※1</sup>の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能<sup>※2</sup>を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



（参考：現行の仕組み）



## <※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
  - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
  - ・**障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）**
  - ・子育て（利用者支援事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

## ○地域づくり事業

- ・高齢（地域企業等生活活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・**障害（地域活動支援センター機能強化事業）**
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

## <※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

## <※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

## 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

（令和3年度 厚生労働省全国研修「行政説明「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の全般」から抜粋）

# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度予算案  
555億円  
(令和5年度予算:351億円)

## 【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の事業に必要な経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営（介護分野）</li> <li>・<b>基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野）</b></li> <li>・利用者支援事業（子ども・子育て分野）</li> <li>・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）</li> </ul> </li> </ul>	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の事業に必要な経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野）</li> <li>・<b>地域活動支援センター機能強化事業（障害分野）</b></li> <li>・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野）</li> <li>・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）</li> </ul> </li> </ul>	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

## 【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

# 本県における重層的支援体制整備事業交付金の流れ

## 国費

厚生労働省

障害

子ども

高齢

困窮

多機関  
協働等

県(地域包括ケア課)

地域包括ケア課が各分野の交付金を処理  
(県の歳入として受け入れはしない)

分野ごとに国庫交付

市町村

指定口座に各分野ごとに入金

## 県費

埼玉県庁

障害者  
支援課

少子  
政策課

健康  
長寿課

社会  
福祉課

執行委任

県(地域包括ケア課)

- ・地域包括ケア課が、各課から執行委任を受ける。
- ・多機関協働等分(地域包括ケア課所管)を合わせて、一括交付

県費交付

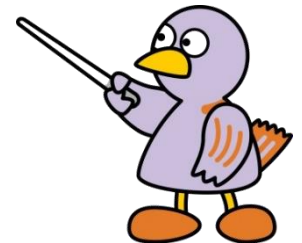
市町村

指定口座に一括で入金



# 県の取組・後方支援事業

---





# 福祉分野における総合相談窓口等の整備について

R4市町村長会議  
資料を基に作成

## 1 国の動向（社会福祉法改正）

- 平成30年4月に社会福祉法に地域福祉推進の理念などが規定され、市町村に包括的な支援体制を整備することを努力義務化。
- 令和3年4月に複雑化・複合化した支援ニーズに対して相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する重層的支援体制整備事業を施行。

## 2 総合相談窓口等の設置（努力義務）

### 複合的な課題・制度の狭間の増加

ひきこもり

ダブルケア

ケアラー  
ヤングケアラー

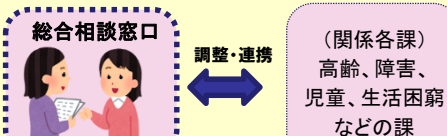
ごみ屋敷

など

縦割りの相談支援体制では  
対応できない

### 縦割りを越えた 総合相談支援体制が必要

#### ①ワンストップ型総合相談窓口の設置



#### ②複合課題を調整するチームの設置



## 3 重層的支援体制整備事業（市町村主体・任意事業）

### 重層的支援体制整備事業(①～③を一体的に実施)

#### ①相談支援

##### 包括的な相談体制

- ・属性を問わない相談の受け止め
- ・多機関との協働
- ・アウトリーチ

#### ②参加支援

##### 就労支援や見守り支援

- ・社会とのつながりづくり、マッチング
- ・定着支援

#### ③地域づくり

##### 住民同士の関係づくり

- ・居場所の確保
- ・多分野のプラットフォームの形成
- ・交流機会創出

➤ 既存事業の補助金等を一体化し、事業にかかる経費を一括して交付。

令和6年度(予定)

重層的支援体制整備事業: **11市町**

重層的支援体制整備事業移行準備事業: **6市町**

※厚生労働省「令和6年度重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額等調べ」（令和5年10月）結果

(第7期埼玉県地域福祉支援計画 (R6~R8) 数値目標)

項目	基準年	目標年
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51市町村 (令和5年4月1日)	<b>全市町村</b> (令和9年4月1日)

包括的支援体制の重要性を鑑みて、  
第6期計画(令和3年度～令和5年度)に引き続き、目標設定

## 4 県の支援策

アドバイザー  
派遣

- 学識経験者、総合相談窓口設置の経験のある自治体職員などを派遣
- 庁内や関係機関との連携、具体的なケースへの対応、制度の理解を深めるための助言など

研修会

- 先進自治体の事例の共有・意見交換、アウトリーチや多機関協働等の手法を学ぶ研修など



# 総合相談支援体制・重層アドバイザー派遣



## 市町村への個別支援



県職員による制度説明



アドバイザーによる研修会

〇〇市の研修会出席者

福祉こども部長、健康推進部長、政策秘書課長、市政情報課長、  
財政課長、総務課主幹、危機管理課長、税務課長、環境課長、  
産業振興課主幹、市民課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、  
子育て応援課長、長寿いきがい課長、保険年金課長、  
保健相談センター主査、建設課長、都市計画課長、  
市街地整備課長、学校教育課副参事、生涯学習課長



県職員によるヒアリング

ご清聴ありがとうございました。



埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 地域包括ケア担当

TEL 048-830-3256

E-mail [a3250-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3250-03@pref.saitama.lg.jp)